

介護福祉士の倫理に基づく実践のあり方に関する考察

－障害者支援の実践者へのインタビューを通して－

かな い なお こ
金 井 直 子

〈要 旨〉

介護福祉士には自律性とより高い専門性が必要であり、これらは単に知識や技術だけではなく、高い倫理性も求められている。そのような状況のなかで、日本介護福祉士会は倫理綱領を定め、それらを基本とした実践を行うことを目指している。しかし、介護従事者にとっての倫理は、「個人の倫理」「組織の倫理」「職業倫理」と構造化されている。そしてそれらを根拠に実践を行っていくためには、日々の実践を省察することができるエートスが存在していることが明らかになった。そして、今後は、さらなる職業倫理教育の充実及び専門職団体への加入促進も不可欠であり、これらを通して、専門職として守るべき人権意識や支援を行う際に必要となる標準化された倫理が醸成されていくといえる。

〈キーワード〉

日本介護福祉士会倫理綱領、介護福祉士、障害者支援、倫理教育、エートス

I. はじめに

措置から契約制度への移行、権利意識の高まり、価値観の多様化のなか、介護従事者には自律性とより高い専門性がますます必要になってきている。また福祉サービスの特徴として、税金や保険料を財源として提供されるサービスであることや利用者のほとんどが何らかの支援を必要とする人達であることから、小さな事故などが生命を脅かすことにもなりかねない。そのため属する法人がどのようなものであれ、高い公共性、倫理性を理解し、実際のサービス提供にあたらなければならないとされている。しかし一方では、虐待や不適切な支援がしばしば起きている状況もあるなかで、公的な資格を有する介護福祉士には、その拠り所となる専門職の倫理規定に基づいた倫理的な行動が求められている。そのため『日本介護福祉士会倫理綱領』では、「利用者本位、自

立支援」「専門的サービスの提供」「プライバシーの保護」「総合的サービスの提供と積極的な連携、協力」「利用者ニーズの代弁」「地域福祉の推進」を項目として掲げ、そこには利用者の尊厳の保持、守秘義務、アドボカシー（権利擁護）、ニーズの支援などの基本的な姿勢が網羅されている。そしてこれらに立脚して、自分自身の業務を行わなければならないとされている。

I. 倫理とは

1. 福祉従事者にとっての倫理

倫理について村本¹⁾は、「人間にもとからある能力や傾向をそれぞれの社会集団に特有のあり方で展開させたものであり、誰にも共有される普遍的なものと感じられ、他方で自分が所属する社会集団に特有なものである」と述べている。また福祉従事者の倫理について、岸田²⁾は、「福祉職員は、利用者の権利に立脚して福祉サービスの提供を行わなければならない。そのため、日本介護福祉士会では、福祉サービスに求められる高い公共性、倫理性に着目し、その行動の理念となる倫理綱領を設けている。そしてこれらを参考に自身の業務でどのように応用できるかを考えることで倫理観を養うことができる」としている。このように福祉従事者にとっての倫理は、専門職として守るべき人権意識や支援を行う際に必要なる標準化された倫理であるといえる。

2. 専門職倫理の必要性

宮川³⁾は、「専門職によるサービスにおいては、その提供者の価値観や倫理性がサービスの内容に大きな意味を持つてくる。場合によっては、援助や治療の名のもとに医師やワーカーの利己的な関心を押しつけ、クライアントの権利や利益を侵害することは可能である。このように外部からの統制の及びにくいのが専門職の提供するサービスの特性である。したがって、サービスの提供者である援助者が拠り所とする価値観や行動について高度な倫理性が要求されるのである」と述べている。

また、川村⁴⁾は、「すぐれた支援者になりたいならば、専門職の価値と倫理という土台をしっかりと据える必要があり、これらが実現できると、人々からも社会からも信頼されることになる。また、これらが実現できない場合、差別などの不正義が起こる」と述べている。このように福祉従事者にとって、専門職倫理が必要なことは明白であるがこれらを日々の実践の根拠とし具現化していくのは簡単なことではない。

Ⅱ. 研究の目的および方法

1. 研究の目的

本研究では、『日本介護福祉士会倫理綱領』の項目のなかにある「利用者本位」「自己決定」「代弁」の支援のあり方に着目⁵⁾し、これらの支援を行うための根拠となる倫理がどのように涵養されていくのか、先行研究及び障害者支援事業所に勤務している⁶⁾介護福祉士へのインタビューを通して、明らかにしていく。

2. 研究方法

(1) 研究デザインは、介護福祉士が日々の利用者支援を行う際に、日本介護福祉士倫理綱領が求めているあり方をどのように理解し、それらに基づいた具体的な実践をどのように行っているかについて記述し、説明することが必要である。そのため、質的機能的アプローチによる因子探索型研究デザインとする。

(2) インタビュー対象者の概要

| | 性別 | 年齢 | 勤務先事業所種別 | 実務経験 | 資格取得方法 | 日本介護福祉士会の入会有無 |
|---|----|------|----------|------|---------|---------------|
| A | 男性 | 30歳代 | 生活介護 | 8年 | 実務経験 | 無 |
| B | 女性 | 30歳代 | グループホーム | 8年 | 高校(福祉科) | 無 |
| C | 男性 | 30歳代 | 入所施設 | 11年 | 実務経験 | 無 |
| D | 男性 | 30歳代 | グループホーム | 11年 | 実務経験 | 無 |
| E | 女性 | 50歳代 | グループホーム | 25年 | 実務経験 | 有 |

(3) データ収集期間・収集方法

データ収集期間は、2016(平成28)年9月初旬から10月初旬の1ヶ月間とした。データ収集は本研究の枠組みに基づき、著者自身が作成したインタビューガイドを用いて①介護福祉士の倫理綱領についての考え方、②利用者本位の支援を進めていく根拠、③自己決定支援を進めていく根拠、④代弁に基づいた支援を進めていく根拠について、1時間程度の半構造化面接を行った。また、面接内容は対象者の了解を得たうえでテープに録音し、もしくは記述した。

(4) 倫理的配慮

研究における知的誠実と倫理を遵守する。具体的内容については、まず引用にあたっては、他説の引用は厳格にし、出典については明示する。また、調査に協力していただいた介護福祉士については、匿名性とプライバシーの保護、そして、データは研究以外には使用しないことと研究結果の公表について説明し、同意を得た。そしてこれらは、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針にもとづき配慮した。

Ⅲ. 研究結果および考察

調査結果は、逐語記録にまとめ、項目ごと(介護福祉士の倫理綱領についての考え方・利用者本位の支援を進めていくための根拠・自己決定支援を進めていくための根拠・代弁に基づいた支援を進めていくための根拠)に5人の発言を抜粋して示した。また、考察については項目ごとに分析しその都度列挙した。最後に、全体の考察をまとめた。

1. 介護福祉士の倫理綱領についての考え方

(1) 調査結果

- A: 介護福祉士試験を受験する理由が単に知識や技術だけを勉強したかったわけではなかったため、倫理綱領を確認した。そしてこれらは障害者支援をしていくうえで基本的な考えであると思った。
- B: 福祉科高校1年生時に授業で学んだが、これらは専門職としての特別なものではなく、一人の人として持たなくてはいけない気持ちであると思った。
- C: 日常的にほとんど見る機会がない。今回久しぶりにみたなかで感じることは、この倫理綱領は高齢者ケアが中心となっており、障害者施設では参考にならないように思う。
- D: 倫理綱領については、学んだこともないし、知らなかった。今、読んでみて感じることは、自分たちが日常的に実践していることと、かけ離れているものではないと思った。
- E: 倫理綱領があることは知っていたが、学ぶ機会がなかった。直接学んだのは、介護福祉士実習指導者研修会であり、納得した。

(2) 調査結果の考察

調査結果からは、日本介護福祉士倫理綱領については、日常生活のなかで、目にすることはないのである。またその内容については、高齢者ケアが中心となっていると捉えている一方、特別

なものではなく、日頃の支援で取り組んでいることでもあったり、一人の人として持たなければならぬ気持ちと捉えていることがわかった。以上のことから日頃の支援のなかでは、日本介護福祉士倫理綱領はほとんど意識されていないようである。また、実務経験で取得するという受験ルートでは、倫理綱領を学んだりする機会が少ないようであり、資格取得した後の倫理綱領研修の必要性を感じる。

2. 利用者本位の支援を進めていくための根拠

(1) 調査結果

- A: 事業所は作業をする場所であるということを根拠に、利用者がこのような仕事をしたいという決定と選択ができるように、支援していくことを大切にしている。しかし、利用者の支援区分は重度の人が多く、言葉でのコミュニケーションが難しいなかで、どのようにそれらに取り組んでいったらよいのか、毎日の課題である。
- B: 福祉サービスが選べる時代になったが、利用者の様々な要望にどれだけ応えられているのか。言葉が不明瞭な利用者の語りを根気よく聞きながら、それらの希望や思いを根拠に支援している。しかし、これらの人達の意味を把握していくことは難しい。
- C: 言葉で伝えられる利用者が少ないなかで、その気持ちを受けとめていくためには、「自分であつたら、どうして欲しいのか」ということを根拠にしている。
- D: 利用者との関わりの中での表情観察を通して自分自身が感じたことを根拠にしている。しかし、職員によって感じとったことの内容が違う場合もあるため、意見交換をしながら、職員個人の考えだけで支援を行わないように気をつけている。
- E: 利用者本人にできるだけ話してもらい、それを受け止めて根拠としていくことを大切にしている。しかし、それらがうまく伝えることができない利用者の中には、気持ちが向いているのか、嫌なのかなど表情や体全体の観察結果を根拠に、職員が判断せざるを得ない。そうすると少しずつ、理解することができるようになる。

(2) 調査結果の考察

調査結果からは、利用者本位の支援を進めていくために、利用者が希望や思いを表明できるような関わりをしたいと思っている。しかし一方では、バーバルなコミュニケーションが難しい利用者もいるなかで、ノンバーバルなコミュニケーションから、それらを推察しようと試みたり、自分であつたらどうしてほしいのか考えたりしている。そしてこれらがややもすると職員の一方的な思い込みや決めつけになってしまうということにも気づいていることがわかった。以上のことから、利用者本位の支援を進めていくための根拠を見出すために、様々な方法で取り組んでいることがわかった。そして言葉や表情⁷⁾の観察を通して理解できない場合には、当事者性のなかでそれらの根拠を見出し、それ

らをもとに、フラットな組織環境のなかで各職員が感じたことをもとに、自由に意見交換できる職場環境が一方的な職員の思いのおしつけの支援にならないためにも不可欠であるといえる。

3. 自己決定に基づいた支援を進めていくための根拠

(1) 調査結果

- A: 事業所は作業をする場所であるため、ニーズとデマンドの違いを意識しながら、自己決定を進めていくことが重要である。そのため、「個別支援計画」を根拠としながら、また利用者本人が作業をしている姿を観察して、無理がなかったのか毎日の職員ミーティングのなかで振り返りを行っている。
- B: 選択肢を広げることができるような仲介が必要である。そのための支援にあたっては、利用者の気持ちを理解しているという関係性を基盤とした信頼関係が根拠となっていないと難しい。
- C: 自分たちが提供しているサービスが利用者にとってこちよいものであることが根拠となり、日々の支援場面での声かけや意見をもとに進めている。
- D: AかBかを選んでもらうことが、自己決定ではない。自己決定の支援は難しいが、職員側が決めつけないことを根拠に、それぞれの場面を見ながらその状況を読み取りながら、また職員同士で振り返る。
- E: 例えばAとBがあり、AにしたらこういうことがあるやBにしたらこういうことがあるというように、どちらを選んでその先にはこのようなことがあるということの話をすることで、イメージを持ってもらう。そして利用者を持ったイメージを根拠に進めていく。

(2) 調査結果の考察

調査結果からは、利用者は自己決定をすることができるということを原則として、自己決定に基づいた支援を進めていこうとしている。そしてそれらの根拠は、「個別支援計画」、「信頼関係」、「日々のサービスの充実」、「職員が決めつけない」、「利用者のイメージ」など様々な方法で取り組んでいる。以上のことから、自己決定に基づいた支援を進めていくための根拠を見出すための方法を常に探求している様子が窺われる。そしてそれらは、日頃の支援とはかけ離れているものではなく、日頃のよりよいサービスがあつてこそ可能になるものであると考えていることがわかった。また、利用者は自己決定できるという揺るぎない考えのもとで、日頃の関係性や支援のあり方、決めつけない支援が行われている。そして今後、障害分野で求められている意思決定支援を進めていくために、各事業所で行われている支援のあり方を意見交換や振り返りを通した事例を蓄積し、標準化していくことが求められている。

4. 代弁に基づいた支援を進めていくための根拠

(1) 調査結果

- A: 職員が先回りして利用者が伝えようとする気持ちを奪ってかわりに代弁しているのではないだろうか。利用者にはできるだけ、お茶であったら「オー」とか、ジェスチャーで示してもらっている。そして常に「聞きます私は」という姿勢を利用者に伝え見せている。
- B: 言葉が不明瞭な利用者の代弁は、話をよく理解していないなかで「そうよね」ということで話を流さないことに気をつけている。そしてそれらを通して利用者のニーズに気づき、関係する人達と連携をもとに、代弁していく。
- C: 利用者の表情や行動、声などの反応や職員同士の意見交換をもとに、代弁していく。しかし、標準化した方法はなく、利用者の気持ちを把握するためのツールがほしい。
- D: 利用者が言葉で表現することができない場合には、それらを理解するためにいくつかの言葉を言うことが重要である。そして様々な質問方法を駆使しながらそこで得られたことを根拠に、その人の気持ちを代弁していく。
- E: 利用者はお世話になっている気持ちがあるため、自分の気持ちを言うことを遠慮している。そのようななかで、柔軟な姿勢で受けとめ、職員同士の話し合いをもとに、利用者の気持ちを代弁していくようにしている。

(2) 調査結果の考察

調査結果からは、代弁に基づいた支援を進めていくための根拠として、利用者が思っていることを伝えられるための環境を作り、また関係する人達との連携をもとに、様々な質問方法を使いながら、柔軟に利用者の気持ちを把握し、それらをもとに代弁していこうとしていることがわかった。以上のことから、代弁にもとづいた支援を行うためには、利用者は他者に伝えたい気持ちを持っているという肯定的な利用者観を持つことが重要となり、そのためには利用者を中心とした様々な関係者との連携が欠かせないといえる。

IV. 考察

インタビュー調査に協力していただいた介護福祉士は、意思決定支援を通して、利用者が主体的に生きるための支援を目指している。そしてそのためには、自分自身の意思を伝えることが難しい利用者ができないことに着目するのではなく、その顕在化されていない可能性にも着目し「なんとかならないか、何かできないか」と思いながら行動をしている。そしてこれらの取り組みの根拠とな

るものを探求するために、利用者を取り巻く関係者と意見交換をしていることがわかった。しかしこれらの実践において『日本介護福祉士会倫理綱領』が根拠になっているとはいえない。むしろ、今回のインタビュー調査からは、障害者支援事業所で働いている介護福祉士は「自分であったらという個人倫理」に基づき実践をし、またそれらが主観的にならないためにたえず省察⁸⁾することを通して、エートス⁹⁾を創造していることが明らかになった。エートスとは、また三瓶¹⁰⁾は倫理について、「介護サービスの倫理を自分の行動や社会人として反していないかという個人倫理、倫理原則や綱領に基づく実践をしているかという職業倫理、法令や基本理念に基づく実践をしているかという組織倫理がある。そしてこれらの倫理は、介護知識、技術を導く指針、そしてサービスのあり方と質を牽引するものであるため、自らの施設の介護実践が倫理にかなうかどうか、絶えず問い続ける必要があることを実感している」と述べている。介護福祉士は、倫理綱領にもとづき実際のサービスの提供にあたらなければならないとされているが、今回の研究からは三瓶が述べているように倫理綱領は専門職倫理だけではなく、「自分であったらという個人倫理」、また「専門的根拠をもとにした職業倫理」、そして「利用者を受容するための柔軟な姿勢と職員同士の話し合いをもとに支援を進めていくという組織倫理」のように構造化しているといえる。そのため、構造化された倫理を様々な支援場面のなかでの根拠としていくうえでは、このような倫理を育むための職場環境が不可欠となり、そしてその土壤にエートスの存在なくしてはなりえないと考える。

V. まとめ

日本介護福祉士会倫理綱領を自分自身の実践の根拠として活動していくことが、専門職である介護福祉士には求められているが、実践現場では倫理綱領についての研修機会はほとんどなく、また日本介護福祉士会に入会している介護福祉士も少ないなかで、これらを意識化するのは難しい状況にある。

しかし、介護福祉士は利用者の立場に立った支援をしていくため、当事者性にもとづいた個人の倫理をベースに、また組織の理念や運営方針に基づいた組織の倫理を通して、その延長線上にある職業倫理の意味や必要性を理解することが可能になるのではないだろうか。また今後の課題としては、介護現場では利用者に対する不適切な対応や介護報酬の不正請求などが起きており、職業倫理教育も問われている。遠藤¹¹⁾は「過重労働といわれる介護の現場において、援助者が倫理観を身につけ、援助関係のなかで具体的に介護を実践していくことは容易ではなく、個人の責任感や主体性に委ねることには、限界がある。そのため介護福祉士の倫理教育とは、養成教育と現任教育と一貫した流れのなかで行っていくことが重要であり、その内容や教育方法を確立することが必要である」と述べている。また黒澤¹²⁾は「価値・倫理に関する介護福祉教育の課題として、人間の尊厳、主体性などの尊重、健康で文化的な生活の保障などを実習の過程で

具体的に学ぶために実習指導・実習の特性を考慮した教育方法を検討することが必要である」と述べている。このように介護福祉士の倫理教育は、実践現場における教育が有効であると考えられておりそのため、養成教育及び現任教育における教育方法についてはいまだ普遍化されているとはいいがたい現状にある。このように倫理教育は、同じ資格を持つ者同士が様々な意見交換や学びをすることを通してお互いに相談する・相談される、教える・教えられる、助ける・助けられる、励ます・励まされる、癒す・癒されることができる同僚性が生まれ、そしてこれらは資格についてのアイデンティティを高めることにもつながるといえる。しかし一方、全国の介護福祉士資格取得者の日本介護福祉士会への入会率は、5%未満と非常に低く、職能団体としての役割を担うためにも加入の促進が必要であろう。本研究は、介護福祉士の倫理について考察してきたが、これらについては様々な考え方や取り組み方があり、今後も継続して研究していきたい。

〈注〉

- 1) 村本詔司『心理臨床と倫理』1998年、朱鷺書房、55ページ
- 2) 岸田宏司『福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程テキスト初任者編』2016年、全国社会福祉協議会、22ページ
- 3) 秋山智久・井岡勉・岡本民夫・黒木保博・同志社大学社会福祉学会編『社会福祉の思想・理論と今日的課題』宮川数君著「ソーシャルワーカーの倫理的綱領と行動」2004年、筒井書房、374ページ
- 4) 川村隆彦著「支援者が成長するための50の原則－あなたの心と力を築く物語」2007年、中央法規、39ページ
- 5) 『日本介護福祉士会倫理綱領』に示されている数項目のうち、「利用者本位」「自己決定」「代弁のあり方」に着目した理由は、2014年に障害者権利条約が批准されたことにより、障害者の行為能力に関して「代理・代行決定から意思決定支援」へと転換した。そのような背景のなかで、これらの支援を行っていくためには、特にこの3つの項目の倫理に着目した支援が重要であると考えたためである。
- 6) 介護福祉士の倫理に基づく実践のあり方に関する考察を高齢者支援の実践者ではなく、障害者支援の実践者への調査とした理由については、意思決定支援の考え方は、障害者総合支援法のなかで、明記されているものであり、高齢分野における老人福祉法や介護保険法のなかでは、明記されていない。また意思決定支援の考え方(小賀野晶一・公益社団法人東京社会福祉士会 2013)については、重度の障害者にも必ず個人の意思が存在することを前提とし、「当事者の意思決定を待ち、見守る支援」のみではなく、「当事者の主体性を育てる支援」「考えや価値観を広げていく支援」も意思決定支援であるとしている。これらの支援は「利用者本位」「自己決定」「代弁のあり方」を通して、支援されていくものであると考え、障害者支援の実践者を調査対象とした。
- 7) 中村は、不安そうな、あるいは、その人の自信や希望を失ったような眼差しを感じたとする。そのとき、その人に対してまったく無関心でいることができず、「何とかならないか」と思ったり、そう思わなくても、どこか心に、引っ掛かりを感じたりすることを顔の体験という。この経験の意味を分析考察することで、社会福祉における倫理の本質と内容が明らかになると述べている。『社会福祉研究第127号』中村剛「社会福祉における倫理の本質と内容」2016年、公益社団法人鉄道弘済会、24ページ、(下線は筆者による)
- 8) 秋田は、保育者に必要な専門性として省察がある。福武国語辞典(1989)によると、省察とは、「自分のこと

を顧みて、その善悪・是非などを考えること」と記されている。つまり省察力とは、保育者が自分の保育を振り返り、その善悪や是非を考える力と捉えられる。保育者の仕事は、子どもを注意深く観察し、子どもの内面を読み取りながら、保育をデザインすることである。とは言え、日々の子どもの関わりの中で、常に瞬時の判断を迫られる保育者の援助や働きかけは、たとえ日頃から観察と記録に努めていたとしても、必ずしも全ての場面で上手くいくとは限らない。そもそも保育の営みは、保育者にとってどれが正しい援助なのか、その答えが存在するわけではない。A君に対して適切であると思われた援助が、B君やC君にも当てはまる保証はない。なぜなら個々の子どもは、その個性、特徴、性格などそれぞれ全く異なるから。従って保育者は、子どもを注意深く観察しながら保育をデザインする一方で、一日の終了とともに自らの保育を振り返り、その善悪や是非(自分の援助は本当にあれで良かったのか、他にもっと適切な働きかけはなかったかなど)を考えることが重要である。保育者が自分の保育を省察することで、子どもと関わる最中には気付かなかったことに後から気付いたり、ああそうだったのかと分かったりすることが生まれる。秋田喜代美『知をそだてる保育 | 遊びで育つ子どものかしこさ』2000年、ひかりのくに、35ページ(下線は筆者による)

- 9) 上田敏「リハビリテーション医学の世界－科学技術としてのその本質とその展開そしてエトス」2000年、三輪書店、360ページ 上田敏は、「リハビリテーションの医学のエトスの第一は、患者・障害者の持つプラスの側面に敏感なこと、第二は患者・障害者の自立の尊重、第三は訓練室などで見る患者は仮の姿であって、実際の生活の中の患者の姿そのままではない。第四は医療従事者の物の見方・考え方にかかわるエトスとして非常に重要なきめ細かさである。昔からどのような職業集団でも、特有のエトスを持つようにならなければ一人前でないといわれており、同じ目的を持つ仲間としての連帯感を強めるような共通の物の考え方や感じ方やムードが生まれにくいようではまだ本物ではない」と述べている。このように実践倫理がすっかり身につくについて、物の感じ方や価値観や習慣的な行動様式にまでなったものがエトスである。
- 10) 『介護福祉教育』三瓶徹「ケアに求められる倫理とは」2016年、中央法規、47ページ
- 11) 遠藤清江『介護福祉士実習教育における倫理教育の課題－学生の実習自己評価と倫理観について』2008年、京都女子大学生生活福祉学科紀要第4号
- 12) 黒澤貞夫『価値と倫理の教育的課題を考える』2004年、介護福祉教育第10巻、第1号、12ページ